

2023年3月3日

エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.11」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

認定基準では、材料の使用後のリサイクルを促進させるために、異種材料間（紙、木、金属、ガラスなど）の分離・分別設計に関する要件が定められているが、安全性の観点で分離・分別が容易にできない部品を使用している製品や JIS 規格において性能上の要件として分離・分別が容易にできない構造を規定されている製品があるため、必要性を審査した上で、妥当性が認められた製品を認定の対象とする改定を行う。

2. 改定箇所

※下線部分を追加

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-2. リサイクル性に関する基準と証明方法

(5) 複数の異なる材料(紙、木、金属、ガラスなど)とプラスチックを組み合わせる製品にあつては、使用者によって異種材料部品(紙、木、金属、ガラスなど)ごとに分離・分別できる工夫がなされていること(単一の材料で構成される場合は、本項目を適用しない)。ただし、異種材料の分離ができないことが製品機能上求められる部品には本項は適用しない。

3. 改定日： 2023年3月15日

以上